

SMBC China Monthly

第239号 ■ 2025年6・7月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザー一部

【目次】

経済トピックス①	消費拡大策を本格化させる中国	
日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也	-----	2～3
経済トピックス②	中国 米中関税合意により、景気の大規模悪化は回避	
日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也	-----	4
税関関連情報	「中小企業への支払保障条例」が6月1日より施行へ	
TJCCコンサルティンググループ 副総経理 劉 航	-----	5～6
人事・労務関連情報	出張移動時間の賃金取扱	
PERSOLKELLY China Co., Ltd. 英創人材服務(上海)有限公司 Director 本多 清志	-----	7～8
法務レポート	『「反外国制裁法」の実施にかかる規定」の公布・施行に関して	
キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司 法務顧問・中国弁護士 徐 暁青	-----	9～13
マクロ経済レポート	中国経済展望	
日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也	-----	14～18
為替情報 通貨見通し	■中国人民元 ■香港ドル ■台湾ドル	
三井住友銀行 アジア・大洋州トレジャリー部 (シンガポール駐在) エコノミスト 阿部 良太	-----	19

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

中国政府は消費活性化に本腰を入れ、『消費促進特別行動計画』を2025年3月に公表した。しかし、需要先食い政策や供給力拡大策が中心で、消費の持続的な活性化につながるかどうかは楽観できない。

■消費重視の姿勢を強めた中国政府

中国政府は目下、消費活性化に本腰を入れている。長引く不動産不況による内需の弱体化を踏まえ、個人消費の喚起で景気を下支えしようという判断が働いたとみられる。

中国政府が消費重視の姿勢を明確に打ち出したのは、2024年末の中央経済工作会議であった。中央経済工作会議とは、共産党と政府が翌年の経済政策の方向性を決定する重要な会議である。会議では9項目の重点課題が打ち出されたが、その筆頭に「内需の拡大」が掲げられ、具体策として「消費の拡大」が明記されたことが例年と異なっていた。これは、消費拡大を重点課題の一番目に位置付け、中国政府が消費刺激に最も力を入れて取り組むという意味表明と解釈できる。ただし、どのような方策を講じるのか、中央経済工作会議では具体的に示されなかった。

2025年3月5～11日に開催された全国人民代表大会(全人代、日本の国会に相当)では、消費重視の姿勢が中央経済工作会議よりさらに鮮明となった。全人代冒頭の政府活動報告では、2023年以降指摘し続けた需要不足の補足説明として「とりわけ消費が落ち込んでいる」という一文が追加された。各省庁や地方政府に消費低迷の深刻さを再認識させるためと考えられる。所得増と支出増の両面から消費拡大に取り組む方針を明記したことも、中央経済工作会議より踏み込んだ点として指摘できる。しかし、全人代においても、具体策についてはほとんど言及されなかった。

具体的かつ包括的な消費刺激策が打ち出されたのは、全人代終了後の3月16日に中国共産党中央弁公庁と国務院(政府)弁公庁の連名で公表された『消費促進特別行動計画』であった。これは8分野30項目からなる包括的な消費刺激パッケージである(右表)。この計画が目標に掲げたのは、消費を力強く喚起して国内需要を高めるため、所得の増加と負担の軽減によって消費力を高めること、良質の供給によって有効需要を創出すること、消費環境の最適化を通じて消費意欲を高めること、消費の制約となる問題点を解消すること、等である。内容は多岐にわたり、まさに中国版の「骨太方針」ともいえる消費刺激パッケージである。すでに各省庁や地方政府に対しては、消費促進特別行動計画に基づく様々な拡大措置を実施するよう指示が出されている。

その後、4月25日に開催された中央政治局会議で追加の消費刺激策が打ち出されるとの見方があったものの、28日に行われた記者会見は既報政策の確認に終始した。以上の経緯から、現在の中国政府の消費刺激策は消費促進特別行動計画が土台になっており、これを実現する方向で各種対策が随時講じられていくと予想される。

<消費促進特別行動計画の概要>

1. 所得増加	(1) 賃金所得の増加 (2) 資産収入の拡大 (3) 農家の所得増加 (4) 中小企業に対する延滞金の早期返済
2. 消費支援	(5) 出産・子育て支援 (6) 教育支援 (7) 社会保障の充実 (8) 生活支援
3. サービス消費	(9) 高齢者・子ども向けサービス (10) 生活サービス(ケータリング、家事サービス) (11) 文化・スポーツ・観光 (12) 冬季観光 (13) インバウンド消費 (14) サービス業の対外開放
4. 耐久財消費	(15) 超長期特別国債による買い替え補助 (16) 住宅購入支援 (17) 自動車のアフターマーケット拡大
5. 消費の質向上	(18) ブランドの強化 (19) 新しい消費 (20) 輸出製品の国内販売・自主ブランド化支援
6. 消費環境の改善	(21) ワークライフバランス (22) 安全・安心 (23) インフラ整備
7. 規制緩和	(24) 消費制限の緩和 (25) 市場アクセスの改善
8. サポート体制	(26) 消費促進政策の連携強化 (27) 消費インフラへの投資支援 (28) 財政面からの支援拡大 (29) 金融面からの支援拡大 (30) その他の支援拡大

(出所)「中国政府網」を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■消費刺激効果は不透明

今回の消費促進特別行動計画は、評価できる内容がいくつか含まれている。たとえば、出産・子育てや教育への支援拡大は、可処分所得を増やして消費を押し上げる可能性がある。年金・医療・介護等社会保障面の充実も、時間がかかるとはいえ、将来不安の低減を通じて個人消費の追い風になろう。もっとも、今回打ち出された計画を総合的にみると、疑問点も少なからずあり、持続的な消費拡大につながるのとは早計であろう。

その理由として、大きく分けて三つの問題点を抱えていることが挙げられる。

第1に、メリハリに乏しいことである。様々な分野にわたって数多くの施策が盛り込まれているものの、あまりにも広範・多岐に及んでいるため、どの分野が消費拡大策の重点か、外部からは理解しづらい。各項目の施策をみても、大半は過去にどこかで打ち出された施策の再掲であり、新規性のある施策は少ない。

第2に、目玉とされる耐久消費財の買い替え補助金による押し上げ効果が限定的とみられることである。この政策では、超長期特別国債の発行で3,000億人民元を調達し、これを耐久消費財の買い替え時の補助金に充てている。確かに、足元の耐久消費財消費はこの買い替え補助で多少の上振れがみられる。しかし、補助金を増額してもなお、中国の家計消費(2023年は51兆人民元)の1%にも満たない金額であるため、消費全体への押し上げ効果は限られよう。さらに、買い替え補助政策は将来需要の先食いであり、効果減衰とともに反動減にも直面することになる。

第3に、依然として供給側を重視した政策が多いことである。今回の消費促進特別行動計画の冒頭でも「良質の供給により有効需要を創出」と掲げられているほか、もうひとつの目玉政策ともいべき「サービス消費」の分野でも供給力強化を目指した政策が多く並んでいる。国民のニーズに合わないサービスの大量供給は、財分野と同様に供給過剰を招きかねない。

以上から、今回の消費促進特別行動計画は、足元で大きく落ち込んでいる消費を持続的に喚起する有効打に乏しいと判断される(右図)。耐久消費財の買い替え補助金によって一時的に消費が持ち直す可能性はあるものの、中長期の観点では消費不振から脱するのは難しいと思われる。



TOPICS

経済トピックス②

中国 米中関税合意により、景気の大規模悪化は回避

SMBC China Monthly

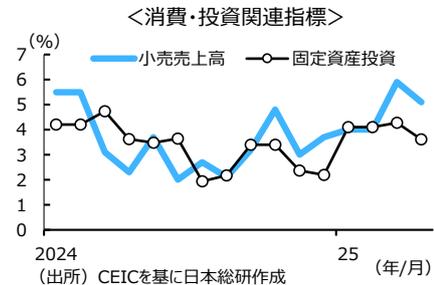
日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

■米中合意で先行き懸念は緩和

2025年4月の経済指標からは、中国景気が内外需ともに持ち直していることが読み取れる。内需は、消費、投資ともに持ち直し基調で推移した(右上図)。政府の耐久消費財買い替え策により4月の家電販売額が前年同月比+42.5%と、前月(同+35.8%)より伸びが加速したほか、設備更新支援補助金を受けて製造業の投資が同+8.2%と、前月(同+9.2%)に続き高い伸びとなった。



外需は、対米輸出が前年同月比▲21.0%の大幅減となったものの、輸出全体では同+8.1%と、3月(同+12.3%)に続き高い伸びとなった。米国による各国への相互関税上乘せ分延期後の期限を前に、ASEAN等で原材料・部品の駆け込み需要が発生し、輸出の拡大につながったとみられる。

先行きについては、景気は減速するものの、大幅悪化は回避される見通しである。まず、外需の落ち込みは、従来想定よりも緩やかにとどまる見込みである。5月12日の米中合意により、米国の対中関税率は145%から30%へ大幅に低下したほか、800米ドル以下の小口輸入品に対する関税率も120%から54%に引き下げられた。これにより、中国の対米輸出の減少幅は、関税率100%超の時点で想定された6割から2割に縮小する見込みである。



内需については、3月に政府が打ち出した「消費促進特別行動計画」に基づく消費刺激策や、政策金利や預金準備率の引き下げといった5月実施の金融緩和による下支えが見込まれるため、輸出企業の業績悪化を通じたマイナス影響はある程度緩和されよう(右下図)。その結果、2025年通年の経済成長率は+4.8%と、政府見通し(+5%程度)に近い成長率となる見通しである。

■中国経済への逆風は続く

もともと、内需の弱さや「脱中国」の国際風潮等構造的な問題は残るため、中国経済への逆風は続くと考えられる。内需については、不動産市場の低迷が続くなか、逆資産効果が引き続き消費の押し下げ要因として働く見込みである。政府は消費活性化に重点を置くものの、需要先食いや供給側重視の対策に偏っているため、消費の持続的改善の有効打になりにくい。同時に政府は「新質生産力」増強に向けた投資拡大を推進しているが、需要が弱いなかではかえって過剰生産の問題を深刻化させ、デフレ圧力を強める恐れがある。

対米を筆頭とする貿易摩擦をめぐる不確実性の持続により、グローバル企業が脱中国の動きを引き続き強めることも中長期的なマイナス要因である。外資企業のみならず、中国企業もASEAN等への生産拠点の移転を加速させるであろう。

そのため、景気刺激策の効果が薄れるにつれ、中国経済への下押し圧力が再び強まる展開が予想される。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される場合があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

TOPICS	税関関連情報	TJCCコンサルティンググループ
「中小企業への支払保障条例」が6月1日より施行へ		副総経理 劉航
SMBC China Monthly		Email: shinki@tjcc.cn

2025年3月17日、国务院の李強総理により第802号国务院令に署名がなされ、修正版の「中小企業への支払保障条例」が公布されました。この条例は全5章37条から構成されており、2025年6月1日から施行されます。今回の修正では、企業の代金未払い問題でボトルネックとなっている部分の解決に焦点が当てられており、経験をもとにした、より有効的な法規制度へと上げがなされています。修正版の条例の主な内容を以下にまとめました。

1. 職責の明確化

国および地方レベルで中小企業の業務促進総合管理部門および、発展改革、財政、住宅・都市農村建設、交通運輸、水利、金融管理、国有資産監督管理、市場監督管理等の関連部門が、中小企業への代金支払保証の業務で果たすべき職責が細かく規定された。また、省・自治区・直轄市の人民政府が行政区域内の中小企業への代金支払保証の業務の総責任を負うことが強調された。

2. 代金支払義務の強化

(1) 支払期限（最長60日）の明確化

行政機関、事業単位、大型企業による中小企業への代金支払の期限要件がさらに明確化された。大型企業は貨物、工事、サービスの交付日から60日以内に代金を支払う必要がある。業界規範や取引慣行に基づく合理的支払期限を取り決める場合も、第三者からの入金から中小企業へ支払うという条件を設定したり、第三者の支払進捗状況に応じて中小企業への代金支払を行ったりといった方法は認められない。

(2) 非現金支払方式の規範化

中小企業に対し、商業手形や売掛金電子証憑等の非現金支払方式を強制的に引き受けさせたり、これら非現金支払方式を利用して支払期限を実質的に引き延ばしたりしてはならない。

(3) 争議が起きていない部分の代金支払義務

行政機関、事業単位、大型企業と中小企業間の取引において、一部の代金に争議があるものの他の部分の履行に影響しない場合、争議が起きていない部分については速やかに支払義務を履行しなければならない。

3. 監督管理およびクレーム処理措置の整備

県レベル以上の人民政府および関連部門が監督検査、書面/面談調査、督促通報、クレーム処理といった措置を採ることで未払いをより厳しく処理する仕組みが追加された。またクレーム受理部門、クレーム処理部門、クレーム提起者、クレームを受けた者等、それぞれが有する権利・義務、加えてクレーム処理の期限も明確化された。中小企業への代金を長期間支払わず、その程度が深刻であったり社会に悪影響を及ぼしたりした場合、大型企業に対し財政支援や投資プロジェクト認可等の面で法に基づき制限措置を採ることが規定された。

4. 違法行為への処罰強化

国有大型企業が中小企業への代金を滞納して悪い結果や影響をもたらした場合、また行政機関・事業単位、大型企業やその従業員の報復、職権乱用、職務怠慢等の違法行為に対する法律責任が補填完備された。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

本条例の施行により、現金フローの安定化が図られることで、中小企業の運転資金調達が容易になることが見込まれます。特に建設業や製造業等、納品から入金までのリードタイムが長い業種において、その効果が顕著に現れると予測されます。さらに、手形割引コストの削減や不払いリスクの低減を通じて、中小企業の財務健全性向上が期待できる一方、信用システムによる違反企業への規制強化により、大企業や政府機関の社会的信用コストが上昇し、コンプライアンス遵守の促進効果が期待されます。

中国経済における中小企業の重要性は計り知れません。GDP への貢献率は約 50~60%、全国の雇用総数に占める割合は 80%以上に達しています。また、その数が多く分布範囲が広いという特性から、市場活力の喚起、技術革新の促進、産業高度化の推進において不可欠な役割を担っています。

今回の条例施行に際しては、財政基盤が脆弱な地方政府や大企業において、支払義務の厳格化が資金繰り圧迫の要因となる可能性も否定できません。しかしながら、中小企業の資金調達環境改善は、内需拡大と技術革新基盤の強化につながるだけでなく、公平な競争環境の整備を通じて産業構造の高度化を促進し、中国経済の質的転換を実現する上で、極めて重要な政策的意義を有していると評価できます。

TJCC コンサルティンググループ

1997 年の設立以来、日本・中国各地で 600 社以上の外資系企業サポート実績。

100 人のプロフェッショナルが中国の会計・税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。

2021 年には書籍『中国通関 Q&A100』を出版。

劉 航(リュウ コウ)

1994 年 広州中山大学日本語科卒。(株)東芝広州事務所、(旧)日商岩井広州支店勤務の後、2002 年 TJCC 入社。中国・日本各地で TJCC 主催セミナーのほか、商工会、JETRO 等主催のセミナー講師も務める。

得意分野: 通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

TOPICS	人事・労務関連情報	PERSOLKELLY China Co., Ltd 英創人材服務(上海)有限公司 Director 本多清志 E-mail: info_cn@persolkelly.com
出張移動時間の賃金取扱		
SMBC China Monthly		

◆はじめに

中国における残業に関して、様々な法律法規では規定されている。たとえば、「労働法」第四十一条では、使用者は従業員の労働時間を延長できると規定しており、第四十四条では、残業代の支給基準について規定している。「最高人民法院の労働争議案件審理における適用法律若干問題に関する解釈(三)」第九条によると、「従業員が残業代を主張する場合、残業事実の存在について証拠提出の責任を負う(後略)」とのことである。しかし、出張中の移動時間は残業と見なすかに対し、各法律法規には明確な規定がない。今回は二つの判例をご紹介させていただく。

◆案件

案件A:

2014年1月13日、呉氏はPMとして北京某設備有限公司(以下「会社」)に入社した。双方は、2017年1月12日までの労働契約を書面締結した。2015年10月30日、会社は呉氏が自身の職位等級要件を満たせないことを理由として、呉氏と協議一致により契約を解除した。呉氏は会社が労働関係を違法解除したとみて、仲裁と訴訟を提起した。本件では、双方はともに呉氏が2015年10月30日まで勤務し、その当日に双方間の労働関係が解約されたと認識していたが、呉氏の在職期間中の年休、残業、労働関係解約の合法性等について意見が異なった。

残業に関して、呉氏は、2015年7月12日(日曜日)に、会社の手配によって会議参加のため長春へ出張したので、それは残業であると主張した。証拠として、航空会社の通話録音、会議の出席確認表(2015年7月14日)、会議議事録、会議アジェンダを提出した。呉氏は、2015年7月12日朝7時頃のフライトで北京から長春へ赴き、その後様々な業務をやり始め、当然当日は出張とみなすべきと主張した。

呉氏が主張した2015年7月12日の残業という問題に対し、会社側は証拠資料の信憑性に異議がなく、呉氏の業務による出張も認めた。だが、当日は2時間のフライト移動時間だけであり、それ以外の時間に業務をするよう手配もしなかったため、2015年7月12日を残業とみなすべきではないと主張した。

裁判所は審理した上、以下の判決を下した。通常、通勤時間や出張中の移動時間等業務の為の準備時間は残業とみなさないため、呉氏の主張を支持しなかった。

案件B:

2012年5月14日、張氏は天津某浄化システム有限公司(以下「会社」)に入社し、双方が締結した労働契約期限は2012年5月14日から2015年5月13日までであった。2015年5月13日、会社は契約期間満了を理由に、双方間の労働関係を終了させた。

休息日の残業代、取得すべきだが取得しなかった年休給与等の主張以外に、張氏は会社が2013年10月1日の法定祝日の残業代を支給すべきとの判決を下すよう裁判所に要請した。そして、会社のシステムから印刷した出張承認書と精算記録を証拠として提出した。

張氏の法定祝日残業の主張に対し、会社側は、2013年10月1日は張氏が出張から帰ってきた途中であり、残業ではないと主張した。

結局、裁判所は、会社は2013年10月1日が出張中の移動時間であると主張したが、やはり仕事と関わりがあると判断し、会社が張氏に2013年10月1日法定祝日の残業代を支給しなければならないという判決を下した。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

◆法律分析

上述二つの案件はともに労働関係解約と関連しているが、出張中の移動時間を残業と見なすかという共通問題もあり、裁判所はそれに対して異なる審理の意見を出した。

案件Aでは、裁判所が審理した後、出張中の移動時間は残業とみなすべきではないと判断した。この観点には一定の合理性がある。出張中の移動時間は実際の残業とは本質が違うからである。残業の場合、職責を果たすため、時間を使うだけでなく、精力を傾ける必要がある。一方、出張中の移動時間は、仕事に精力を使う必要がなく、何か具体的な業務結果を出すわけでもない。それに対し、案件Bでは、裁判所は、移動時間に何か具体的な業務を行うわけではないが、やはり仕事と関係があると判断した。それに、判決書には明確に書かれていないが、10月1日は国慶節連休の始めの日であり、普通の週末とは違う。その要素も考慮し、裁判所は結局労働者にもっと有利な判決を下したのかもしれない。

これでも分かるように、司法実例では、出張中の移動時間は残業であるかに対し、異なる意見が存在している。2つの意見はともに一定の合理性があるので、個々の案件では、裁判官が具体的な事情に合わせ、実際の状況を総合的に考慮した上、自由裁量的な判決を下す可能性が十分ある。

◆使用者へのアドバイス

実践では、業務上の必要により、よく従業員の週末出張を手配しなければならない使用者がいる。もし週末の出張は単なる移動時間だけで、具体的な業務に従事しなかったとすれば、残業と見なすのか？「労働法」および各司法解釈にはそれに対する明確な規定と意見がない。万が一従業員と争議があれば、法律上に明確な規定がない場合、コンプライアンスの観点から、使用者はどうやって不利な判決結果にならないようにリスクを回避できるか？

まず、使用者として、残業の関連規定を完備させ、厳格に実行すべきである。従業員が残業する前に事前申請し所属長の承認を得なければならない。そうしないと残業と見なさず、会社は残業代を支給しない。また、社内の規定制度では、出張中の移動時間を残業と見なさないと明確に規定してもいい。

それに、出張中の移動時間に、従業員は具体的な業務を行っていないとしても、自分の休む時間を使ったので、使用者が適切な出張手当を支給するか、あるいは代休を付与するか、というような公平かつ合理的な対応も考えられる。

その他、頻繁に出張しなければならない従業員に対し、不定時労働制を申請することも考えられる。

残業代関連の争議はよくある労働争議のひとつであり、人的資源管理および司法実践の難点でもある。使用者は自身の制度を完備させ厳格に実行すると同時に、人を中心として温かい企業文化を作り上げることによっても、最大限に労働争議の発生率を減らし、法的リスクを低くできる。

中国では判例が絶対的な効力を持つという訳ではない。今後発効される労働関連法規・その他の司法解釈・管轄官庁による指導他、ケースごとの状況により違った解釈がなされることもあることをご承知いただきたい。

英創人材服務(上海)有限公司(PERSOLKELLY China)

華東、華北、華南地域を中心に、中国全土にて日系企業向けに人材紹介サービスを提供。1996年の事業開始以来、幅広い業種職種の人材紹介を行っており、これまでに13,000社以上の実績がある。人材紹介事業のほか、「企業とともに成長・変革を実現するパートナー」として、人事戦略立案～労務・教育・人事制度策定をご支援してまいりました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT	法務レポート	キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司
	「『反外国制裁法』の実施にかかる規定」 の公布・施行に関連して	法務顧問・中国弁護士 徐 曉青 Email : xuxiaoqing@castglobal-consulting.com.cn
	SMBC China Monthly	

1. 「反外国制裁法」による報復措置

2021年6月10日、「中華人民共和國反外国制裁法」(主席令第90号。以下「反外国制裁法」という)が公布・施行された。第3条では、「中華人民共和國は、霸権主義および強権政治に反対し、いかなる国の、いかなる口実またはいかなる方式による中国の内政への干渉にも反対する。外国の国が国際法および国際関係の基本準則に違反して、各種の口実により、またはその本国の法律により我が国に対し封じ込めまたは抑圧をし、我が国の公民または組織に対し差別的な制限措置を講じ、我が国の内政に干渉した場合には、我が国は、相応する報復措置を講ずる権利を有する。」と規定されている。報復の対象となるのは、主に外国から中国に対する「一方的な制裁」および「ロングアーム管轄」の行為である。公布・施行以降、外交部は「反外国制裁法」の関連規定に基づき、複数の外国組織および個人を報復リスト(注1)に組み入れ、相応の報復措置を講じてきた。

2. 「反外国制裁法」の初の適用判例

2025年3月8日、「最高人民法院業務報告」において、「反外国制裁法」を適用した初のケース(某海洋工事会社とS社との権利侵害責任紛争事件。人民法院の判例データベースにも登録(注2)が公表されている。

「反外国制裁法」第12条の規定によれば、「いかなる組織および個人も、外国の国が我が国の公民又は組織に対して講ずる差別的な制限措置を執行してはならず、又は執行に協力してはならない。

組織および個人が前項の規定に違反して、我が国の公民又は組織の適法な権益を損なった場合には、我が国の公民および組織は、法により人民法院に対し訴えを提起し、当該違反した組織および個人に侵害を停止し、および損失を賠償するよう要求することができる。」とされているが、南京海事法院が審理した「某海洋工事会社とS社との権利侵害責任紛争事件」は、法院がこの条項に基づいて受理した初めての事件である。

事件の概要は、次の通りである。

- 1) プロジェクトの締結: 2023年、中国の某海洋工事会社(以下「A社」という)と欧州のS船用設備会社(以下「S社」という)は、船舶建造下請契約を締結し、A社がS社の海上浮体式生産石油貯蔵船の設備モジュールの建造について責任を負うことを約定した。契約金額は約1,945万米ドル(人民元換算約1.4億人民元)であった。2024年6月7日、A社は、約定に基づき、モジュールの建造および船舶の艤装を完了した。
- 2) 制裁事件: この直後、米国の財務省外国資産管理局(以下「OFAC」という)は、ロシアに関連することを理由として、A社を特別指定国民および資格停止者リスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List、以下「SDNリスト」という)に追加した。S社は、米国の経済制裁に関する行政命令の執行を理由として、1,186万米ドルの残金の支払を中止し、さらに、A社との意思疎通を拒絶した。
- 3) 訴訟前保全: A社は、自身の権益を保護するため、南京海事法院に対し、本件に関連する「A某」船舶の差押えを訴訟提起前に申し立てた。2024年9月18日、南京海事法院は、事件に関連する船舶の差押えを裁定した。同法院は、「海事訴訟特別手続法」に基づき、船舶に対する「処分制

(注1) https://www.mfa.gov.cn/web/wjb_673085/zfxxgk_674865/gknrlb/fzcqdc/

(注2) 事件番号: 南京海事法院 / 2024.11.19 / (2024)蘇72民初2157号。人民法院判例データベース番号: 2025-10-6-504-001。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

限付き差押え(活扣押)」に関する規定を適用した。これは、船舶の離港や出国を厳格に制限する一方で、原位置での継続的な改造作業を許可する措置であった。造船の工期や国際融資への悪影響を回避しつつ、あらためてS社との対話の機会を確保し、より積極的に双方の紛争解決に向けた行動を取るよう促すものであった。

- 4) 訴えの提起・立件:2024年10月11日、A社は、「反外国制裁法」第12条に基づき、南京海事法院に対して訴えを提起した。S社に対し、建造代金および関連費用の損失として合計8,600万人民币以上の賠償を請求した。南京海事法院が立件し本件訴訟を受理したことで、S社は、差押えの解除を目的として、米国当局に対し支払許可を申請するとともに、裏保証金として9,974万3,000人民元を支払った。
- 5) 調停・事件の結了:法廷の答弁期間内に、法院はS社に対し、中国法に基づき外国による一方的な制裁の執行に協力した場合の法的効果について説明を行った。これを受けて、当事者双方は自発的に法院に対し調停のあっせんを申請した。南京海事法院はこれに応じて双方に複数回の交渉を実施させ、39日以内に調停合意を成立させた。また、調停合意後に発生する可能性のある紛争については、南京海事法院が管轄し、中国法を適用する旨が約定された。南京海事法院は、2024年11月19日、(2024)蘇72民発2157号民事調停書を作成し、その後、A社の申請に基づき、執行手続を通じて裏保証金から和解金を割り当て、同社に支払った。

当該事件は、中国の法院が反制裁訴訟に関する管轄権について、仲裁合意に対抗し得る可能性があることを示している。公開された新聞報道によれば、本件に関連する契約には仲裁条項が含まれており、紛争は国外の某仲裁機関に付託して解決することが定められていたが、南京海事法院が本件を受理したということは、「反外国制裁法」第12条が仲裁合意に対抗し得ることを意味している可能性がある。

人民法院の判例データベースにおける調停指針では、「契約の履行過程において、外国政府が中国企業に対して差別的な制限措置を講じ、いわゆる制裁リストに組み入れ、これを受けた外国企業が、当該差別的な制限措置の執行を理由に契約履行義務を拒絶した場合、中国企業は、反外国制裁法第12条に基づき、相手方に対して侵害の停止および損害の賠償を請求する権利を有し、人民法院は、かかる事件について法律に基づき管轄権を有する。」と指摘している。法令条文の原文と比較すると、この指針では管轄権の問題が特に強調されているといえる。

なお、本件には一定の特殊性が認められる。S社は、米国から支払許可を得た後、法院に対し、船舶差押えの解除に使用する裏保証金を支払った。双方が調停合意に達した後、法院は、執行手続を通じて当該金額をA社に割り当てた。言い換えれば、S社がA社に対して代金を支払う過程において、法院が仲介となり、差押え解除に関する裏保証および執行手続という二つのステップを経た上で初めて完了したものである。全過程を通じて、許可を得ていない状況下で、SDNリストに掲載されたA社に直接支払うことを回避し、最終的には、米国の制裁規定に違反せず、中国側当事者の利益も損なわないという理想的な局面が実現された。しかしながら、その他の類似事件において、関係主体が制裁措置を設定した外国の許可を得ていない場合、またはその履行義務の遂行が外国の制裁規定への違反を回避できない場合には、外国の制裁規定違反による影響と、中国における反制裁訴訟に伴うコストおよびリスクを比較・衡量せざるを得ない状況になる可能性がある。そのため、紛争が本件のように迅速かつ円満に解決されることは困難となるおそれがある。

3. 『中華人民共和国反外国制裁法』の実施にかかる規定』の公布・施行

2025年3月23日、「『中華人民共和国反外国制裁法』の実施にかかる規定」(國務院令第803号。以下「実施規定」という)が公布・施行された。

「実施規定」では、「反外国制裁法」に定められた適用対象、報復措置、各部門の権限および責任、法的責任等の内容をさらに具体化している。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

(1) 報復措置の種類、詳細な解釈および執行部門

「反外国制裁法」第5条では報復措置について規定しており、「実施規定」では一部の報復措置に関する詳細な解釈が示され、対応する執行主管部門も明確化されている。これにより、具体的な執行に関する指針が提示されている。

報復措置の種類	詳細な解釈	執行主管部門
査証の発行をせず、入境を許可せず、査証を抹消し、または国外に追放すること(第6条)		外交、国家移民管理等の関係部門
中国の国内における動産、不動産その他の各種財産を封印し、差し押さえ、または凍結すること(第7条)	その他の各種財産には、現金、手形、銀行預金、有価証券、ファンド持分、出資持分、知的財産権、売掛金等の財産および財産権利が含まれる	公安、財政、自然資源、交通運送、税関、市場監督管理、金融管理、知的財産権等の関係部門
その他の必要な措置(第9条)	これには、次を含むがこれらに限らない <ul style="list-style-type: none"> ・中国と関わる輸出入活動を禁止、または制限すること ・中国の国内への投資を禁止、または制限すること ・当該組織または個人に対する関連品目の輸出を禁止すること ・当該組織または個人に対するデータまたは個人情報の提供を禁止、または制限すること ・当該組織または個人の関連人員が我が中国国内での就労許可、滞在または居留資格を取り消し、または制限すること ・罰金を科すこと 	

(2) コンプライアンス義務主体、違法行為および法的効果

「実施規定」は、「反外国制裁法」を基礎として、違法行為によりもたらされる行政法執行リスクおよび司法救済リスクについて、いずれも明確にしている。

コンプライアンス義務主体	違法行為	法律効果
中国国内の組織および個人	法通りに報復措置を執行しない	国务院の関係部門は、是正するよう命じ、当該組織または個人が政府調達、入札募集・入札および関係する貨物もしくは技術の輸出入または国際サービス貿易等の活動に従事することを禁止し、または制限し、当該組織または個人がデータまたは個人情報を国外から受け取り、または国外に対し提供することを禁止し、または制限し、並びに当該組織または個人が出国し、もしくは中国の国内に滞在すること等を禁止し、または制限する権限を有する(第13条)

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

あらゆる組織 および個人	外国の国家が中国国民または組織に対して講ずる差別的な制限措置を実施し、またはその実施に幫助した	国務院の関係部門は、面談をし、是正するよう命じ、および相応する処理措置を講ずる権限を有する(第 17 条)
あらゆる組織 および個人	外国の国家が中国国民または組織に対して講ずる差別的な制限措置を実施し、またその実施に幫助し、中国国民・組織の合法的権益を侵害した	中国国民および組織は、法により人民法院に対し訴えを提起し、侵害の停止および損害の賠償を要求する権利を有する。(第 18 条)

(3) 報復措置の一時停止・変更・取消しに関する手続の整備

「規定実施」では、報復措置に関する一時停止、変更、または取消しの手続が新たに整備されている。これには、職権による変更と申請による変更の 2 通りが含まれており、報復措置の調整に一定の余地が設けられている。

4. 外資企業にはどのような影響が生じるのか。

「反外国制裁法」および「実施規定」の関連規定、ならびに上述を踏まえると、外資企業は以下のコンプライアンスリスクに直面する可能性がある。

(1) 報復リストに列挙され、または報復措置を講じられるリスク

外資企業、その国外の実質的支配者、親会社または高級管理者が、差別的な制限措置の制定・決定・実施に関与している場合には、報復リストに列挙され、または報復措置を講じられるおそれがある。しかしながら、それと同時に、「実施規定」では、報復リストに列挙された後に、一時停止、変更または取消しを申請するための救済ルートが提供されている。

(2) 差別的制限措置を実施し、または実施に幫助するリスク

「反外国制裁法」および「実施規定」に基づき、いかなる組織または個人も、差別的な制限措置を実施し、またはその実施に幫助してはならず、これに違反した場合には、関連する法的責任を負う可能性がある。「実施規定」では、それに関する法律効果がさらに明確にされている。

(3) 報復措置の執行に協力する義務および報復措置を執行しないことに伴うリスク

「反外国制裁法」および「実施規定」によれば、いかなる組織および個人も、報復措置の執行およびその実施への協力義務を負っており、報復措置を執行しない、またはこれに協力しない場合には、法律に基づき法的責任を問われることがある。さらに、「実施規定」では、報復措置の執行義務に協力しない場合に直面し得る具体的な法的責任についても、より明確に定められている。

外資企業は海外との取引に先立ち、まずは取引相手方について、中国外交部のウェブサイト(脚注 1 参照)上で公表されている報復リストおよび関連措置について、スクリーニング検索を行う必要があるが、一方では本国の貿易制裁法の域外効力や、第三国(米国やその他の国)による貿易制裁法に基づくコンプライアンス要求の相反に同時に直面するおそれがある。よって、外資企業には、複数の利害バランスを踏まえた上で、最適なルートを選択し、異なる法体系下における取引リスクに的確に対処していくことが求められる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

キャストグローバルグループは、中国やASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストである弁護士・会計士・司法書士・行政書士・社会保険労務士等異なる10におよぶ資格を有する専門家が集い、各分野の強みを有機的に結合して国内21拠点、国外8拠点、ワンストップで最適なソリューションを提供する、ユニークなグローバルコンサルティングファームです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT	マクロ経済レポート	日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也 E-mail: sano.junya@jri.co.jp
中国経済展望		
SMBC China Monthly		

景気の先行き懸念は緩和

◆米中合意で先行き懸念は緩和

4月の経済指標を踏まえると、中国景気は総じて持ち直し。

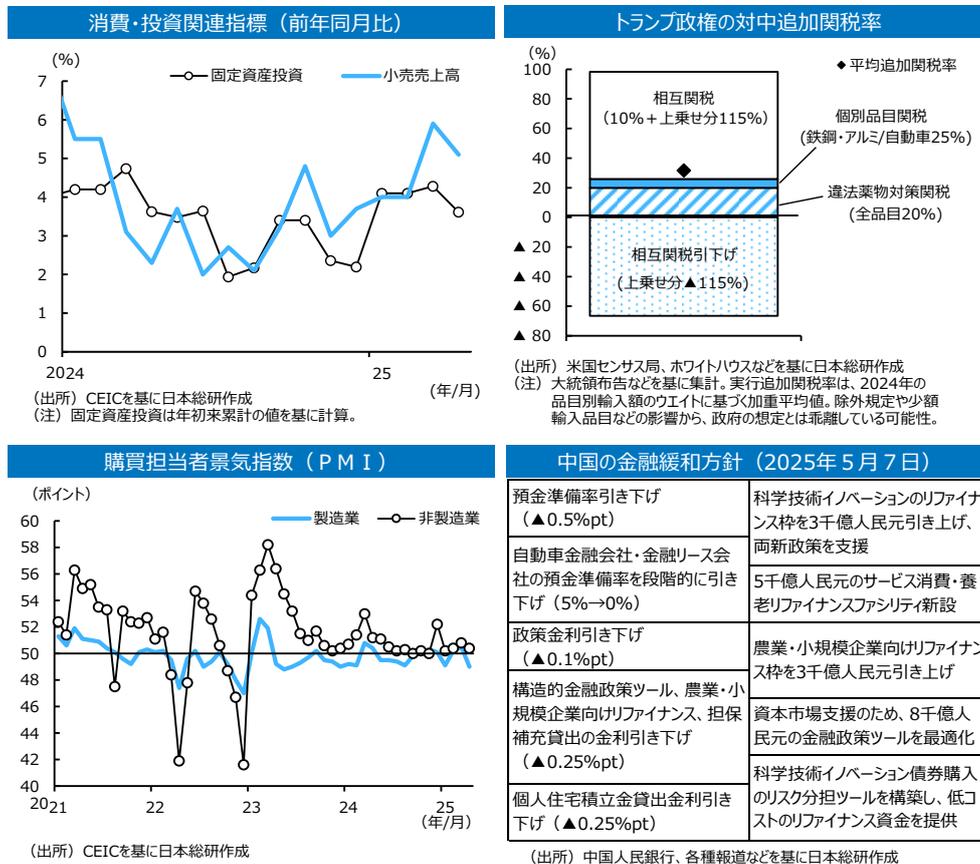
内需は、消費、投資ともに底堅く推移。小売売上高は前年同月比5.1%と、3月(同+5.9%)に続き高い伸び率となったほか、固定資産投資も前年同月比+3.6%と、2024年12月(同+2.2%)を底に、緩やかに持ち直し。

外需は、米国の対中関税率が一時145%に引き上げられたことにより、対米輸出が前年同月比▲21.0%の大幅減となったものの、輸出全体では同+8.1%と、3月(同+12.3%)に続き高い伸び。米国による各国への相互関税上乗せ分の延期期限を前に、ASEAN等への輸出が増加し、対米輸出の減少を補った構図。

先行き、景気は減速するものの、大幅悪化は回避される見通し。米中合意による関税引下げで、外需の悪化と輸出企業の収益悪化が内需を下押しする圧力も低下。5月の金融緩和も景気を下支え。結果、通年の経済成長率は+4.8%と、政府見通し(+5%程度)に近い成長率となる見通し。

◆中国経済への逆風は継続

もっとも、内需の弱さや「脱中国」の流れといった構造的問題は解決されないため、中国経済への逆風は継続。低迷が続く不動産市場が消費の回復を阻害するほか、貿易摩擦をめぐる不確実性の高まりにより、中国からの生産移転が加速すると予想。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

輸出の大幅減は回避される見通し

◆対米輸出のマイナス幅は縮小

輸出は増加傾向が持続。米国の対中 145%関税により対米輸出は大幅に減少。しかし、米国による各国への相互関税上乘せ分の発動が延期されていることを受けて、ASEAN 等への原材料・部品の迂回輸出や駆け込み輸出が発生し、全体としては増勢を維持。

先行き、駆け込み需要の剥落や各国の対米迂回輸出規制の強化により、輸出は減速するものの、大幅な減少は回避される見込み。米中合意で、米国の対中関税率は 145%から 30%に大幅引き下げ。また、中国に対するデミニミス・ルール(800 米ドル以下の小口輸入品に対する関税免除措置)の適用停止に伴う小口輸入品の関税率も 120%から 54%に引き下げ。これらにより、中国の対米輸出のマイナス幅は▲6 割から▲2 割に縮小する見込み。

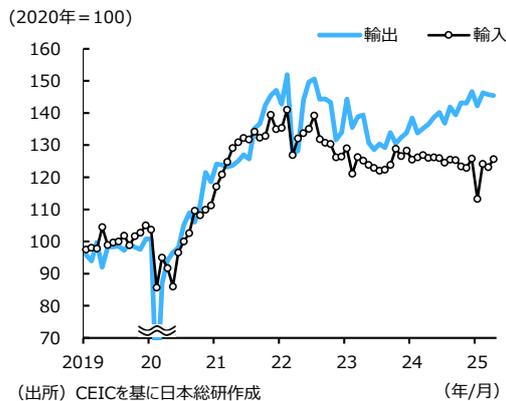
◆輸入は低調な推移

輸入は横ばい圏で推移。先行きも、消費の低迷が足かせとなり、低調な推移が続く見込み。

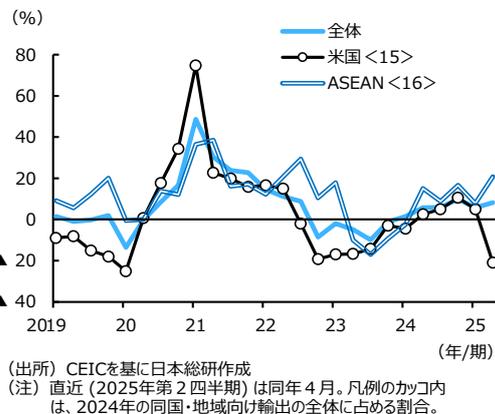
◆対中直接投資は低迷が続く見込み

1~3 月の対中直接投資(米ドル建)は前年同期比▲11.7%の減少。中国政府は、対中投資の促進に向けてサービス分野の一層の対外開放等をアピール。もっとも、グローバル・サプライチェーンにおける脱中国依存の動きや、地場企業との競争激化を背景に、多くの外資企業は中国事業に慎重姿勢を崩さず、対中投資の低迷は続く見込み。

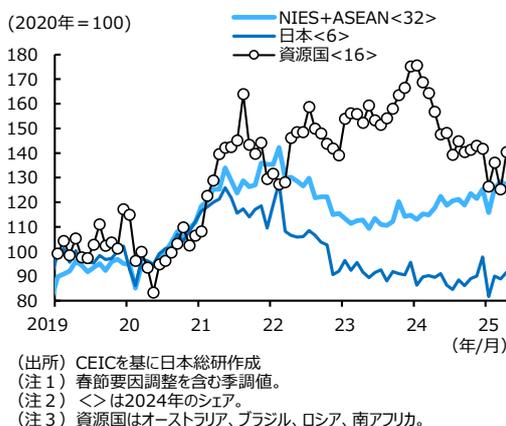
輸出入総額 (季調値、米ドル建)



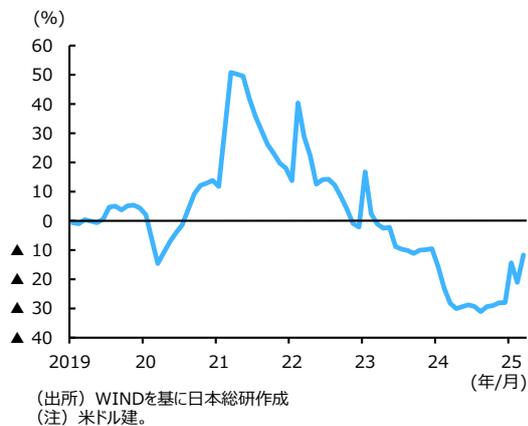
中国の輸出増減率 (前年同期比)



輸入額 (季調値、米ドル建)



対中直接投資 (年初来累計、前年同月比)



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

消費者マインドは低迷

◆消費は政策効果で一時的に増加

小売売上高は高い伸びが継続。政府は 2025 年から、耐久消費財の買い替え支援補助金を前年の倍となる 3,000 億人民元に増やすとともに、対象品目を携帯電話やパソコンに拡大しており、4 月の家電販売額は前年同月比+42.5%と、前月(同+35.8%)に続き高い伸び。

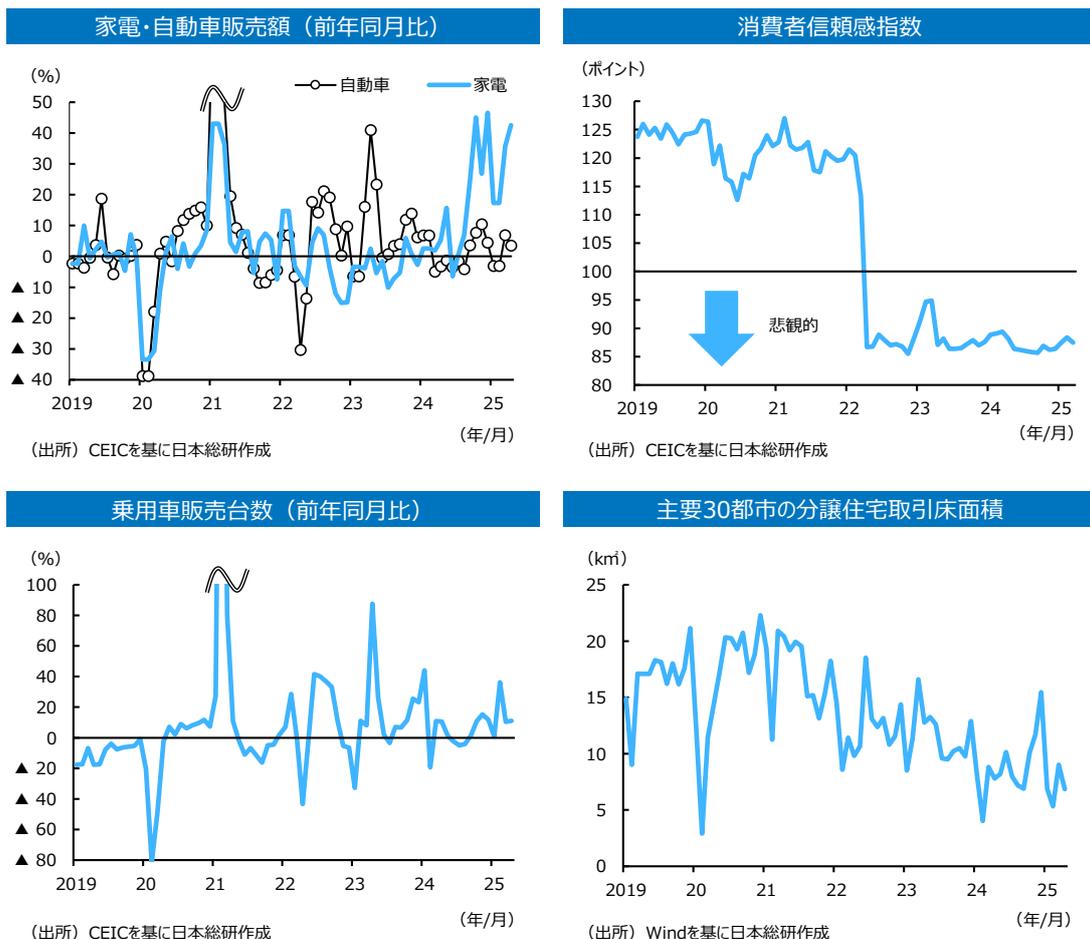
ただし、買い替えが進むにつれて補助金の効果は次第に低減する見込み。こうした景気対策は需要の先食いに過ぎず、停滞が続く消費者マインドの改善に向けた有効打となりにくいことも勘案すると、個人消費の増勢は今後鈍化する見通し。個人消費の自律的な回復を実現するためには、社会保障や子育て支援の充実等、将来不安の解消につながる対策に本腰を入れる必要。

◆乗用車販売は先行き増勢鈍化

4 月の乗用車販売台数は、買い替え補助金の効果を背景に増加。先行き、補助金効果のはく落により、乗用車販売の増勢は鈍化する見込み。

◆住宅販売は減少トレンドが続く見通し

政府の不動産市場対策により、2024 年後半以降、一部主要都市の住宅販売に持ち直しの動き。もっとも、大半の都市では減少が継続し、全体で見れば住宅販売の減少トレンドに歯止めがかからず。主たる購入層である若年層の人口減という構造問題を抱え、住宅販売は長期低迷が続く見込み。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

固定資産投資は緩やかに持ち直し

◆製造業の設備投資が増加

4月の固定資産投資は前年同月比+3.6%と、3月(同+4.3%)に比べれば伸びが鈍化したものの、緩やかに持ち直し。金融緩和や政策支援が奏功し、製造業の設備投資(3月同+9.2%→4月同+8.2%)やインフラ投資(3月同+5.9%→4月同+5.8%)が投資を下支え。一方、不動産開発投資は同▲11.3%と大幅減が続き、投資全体の伸びを制約。

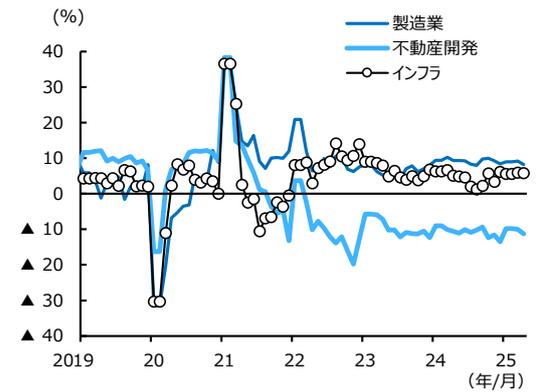
先行き、住宅不況による不動産開発投資の低迷が続くなかで、トランプ関税による企業の設備投資意欲の後退も相まって、固定資産投資の増勢は鈍化する見通し。

公共投資の増加に向け、地方政府は特別債の発行前倒しによるインフラ整備の加速を図る構え。また、政府は、「新質生産力」の増強に向けてハイテク製造分野の投資拡大を推進。これにより、製造業の投資が拡大する見込み。もっとも、消費が弱いなかではかえって過剰生産の問題を深刻化させ、デフレ基調を長引かせる可能性も。

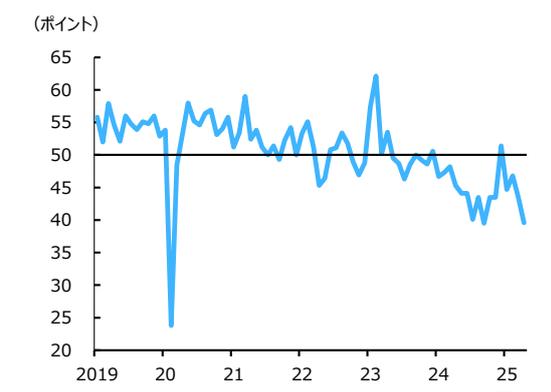
◆住宅価格は下落幅拡大

4月の主要70都市の新築住宅平均価格は、下落幅が3月より拡大。前月比の価格下落都市数も45と、3月より4都市増加。住宅需要は長期低迷期に入っていることから、先行きの住宅価格は軟調地合いが続く見通し。

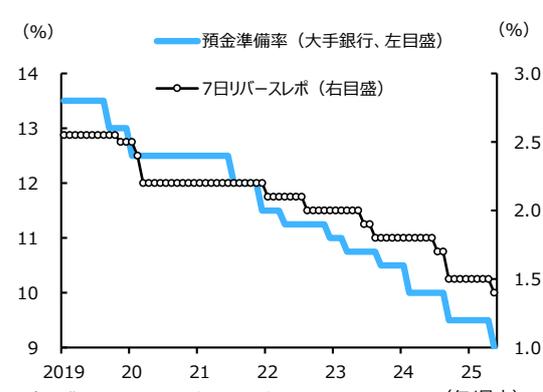
固定資産投資 (前年同月比)



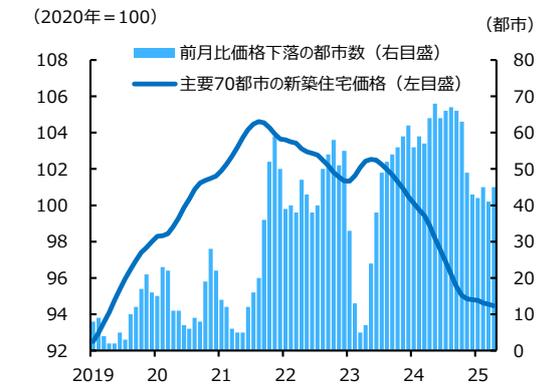
新規受注指数 (建設業PMI)



政策金利と預金準備率



住宅価格と価格下落都市数



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

デフレ基調が継続

◆CPI はマイナスが継続

4月のCPIは前年同月比▲0.1%と、3ヵ月連続のマイナス。原油価格の下落を背景に、ガソリン等の燃料価格が大幅な値下がり。政府の買い替え支援による家電や自動車の価格低下も一因。

4月のPPI(工業生産者出荷価格)は前年同月比▲2.7%と、31ヵ月連続のマイナス。内訳をみると、生産財価格、消費財価格ともに下落幅が拡大。原油価格の下落が主な押し下げ要因に。

今後も、米関税による内外需要の減速を受け、CPIの前年比は、0%台前半で推移すると予想。

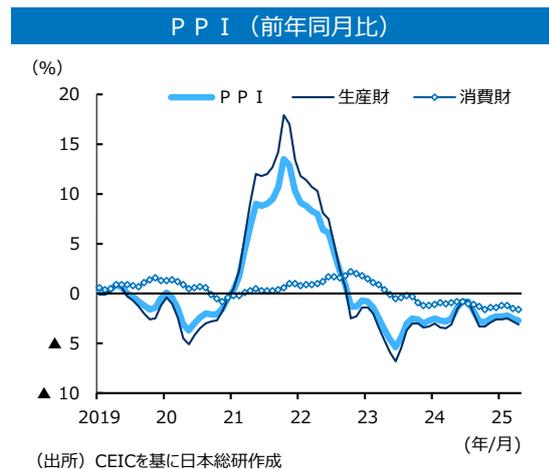
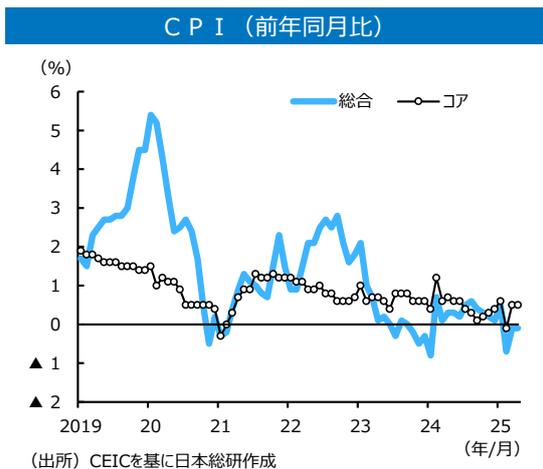
◆対米ドルレートは人民元高方向に転換

4月の人民元の対米ドル相場は、米国の大幅な関税引上げを受けて、一時17年ぶりの人民元安水準に。しかし、5月の米中関税合意により、対米ドルレートは小幅ながら人民元高方向に。

関税率の引き下げにより、中国人民銀行が輸出下支えのために大幅な人民元安を許容する必要性が薄れたことから、人民元高基調の推移が当面続く見通し。

◆足元の株価は緩やかな上昇

米中合意で景気後退懸念が緩和されたことから、足元の株価は緩やかに上昇。先行きの景気減速で上値は重い一方、政府系ファンドの買入れが下支えとなり、株価は緩やかな上昇が続く見通し。追加景気対策等への期待も株価押し上げ要因に。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

為替情報

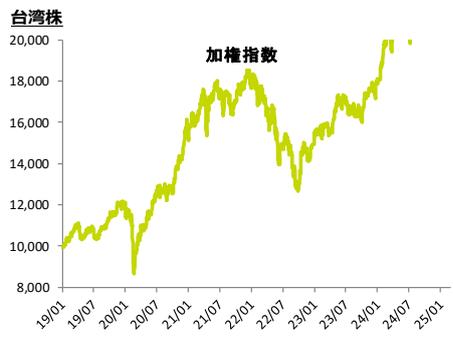
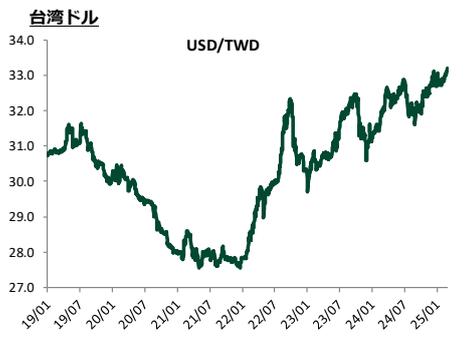
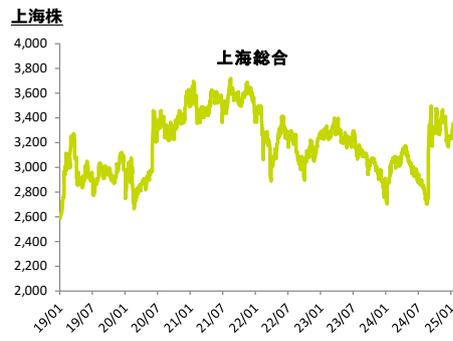
通貨見通し

三井住友銀行
 アジア・大洋州トレジャリー一部
 (シンガポール駐在)
 エコノミスト 阿部 良太
 E-mail: ryota_abe@sg.smbc.co.jp

■ 中国人民元 ■ 香港米ドル ■ 台湾米ドル

SMBC China Monthly

	2025/3	2025Q2			2025Q3			2025Q4			2026Q1			2026Q2		
		下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限
USDCNH	レンジ															
	未値	7.27		7.28	7.22		7.21		7.19		7.15					
CNHJPY	レンジ															
	未値	20.64		19.92	19.81		19.56		19.19		18.88					
USDTWD	レンジ															
	未値	33.20		31.25	31.50		31.00		30.75		30.75					
TWDJPY	レンジ															
	未値	4.52		4.64	4.54		4.55		4.49		4.39					
USDHKD	レンジ															
	未値	7.78		7.76	7.76		7.76		7.77		7.78					
HKDJPY	レンジ															
	未値	19.27		18.69	18.43		18.17		17.76		17.35					



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。